

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和7年4月1日適用

匠 礎 市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合 ÷30.4日	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		2349単位	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合 ÷30.4日	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		3727単位	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 ÷30.4日	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間が20分以上45分未満の場合	179		179
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間が45分以上の場合	220		220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割		日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2		23単位減算	(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3		37単位減算	(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間が45分以上の場合	2		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	-2		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算1日割		日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算2		23単位減算	(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算2日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算3		37単位減算	(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算3日割			日割の場合 ÷30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間が20分以上45分未満の場合	2		-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間が45分以上の場合	2		-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算			
A2	6361	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算		
A2	6362	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算			
A2	6363	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算				
A2	6364	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算				
A2	6365	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算				
A2	6366	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の183/1000加算				

A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算V7		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の183/1000加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算V8		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の158/1000加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の142/1000加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10		(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の139/1000加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11		(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の121/1000加算	
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12		(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の118/1000加算	
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13		(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14		(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の76/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1,000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1,000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1,000加算	

※灰色は廃止、水色は新規、黄色は変更

※本市における介護予防・日常生活支援総合事業の単価については、介護保険法施行規則第140条63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき定めております。